

## 富良野都市計画特定用途制限地域の変更（富良野市決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

種 類	面 積	規制すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考
特定用途制限地域（リゾート産業地区）	約 249 ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラオケボックス等（ホテル・旅館に附属する施設は除く）</li> <li>・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場</li> <li>・キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li> <li>・倉庫業倉庫</li> <li>・単独自動車車庫（出入口に10m以上の空地を設ける場合を除く。）</li> <li>・危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場以外の工場</li> <li>・原動機を使用する工場（50㎡を超えるもの）</li> <li>・劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ</li> <li>・火薬、石油、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設以外</li> </ul>	保安林の区域を含まない (約1.9ha)
特定用途制限地域（田園居住地区）	約 1,004 ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅で1,500㎡を超えるもの</li> <li>・店舗等の面積が1,500㎡を超えるもの</li> <li>・ホテル・旅館で3,000㎡を超えるもの</li> <li>・カラオケボックス等（ホテル・旅館に附属する施設は除く）</li> <li>・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場</li> <li>・キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li> <li>・危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場</li> <li>・火薬、石油、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設</li> </ul>	保安林の区域を含まない (約36.4ha)
特定用途制限地域（主要幹線道路沿道地区）	約 76 ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅で1,500㎡を超えるもの</li> <li>・店舗等の面積が3,000㎡を超えるもの</li> <li>・ホテル・旅館で3,000㎡を超えるもの</li> <li>・カラオケボックス等（ホテル・旅館に附属する施設は除く）</li> <li>・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場</li> <li>・キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li> <li>・危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場</li> <li>・火薬、石油、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設</li> </ul>	
合 計	約 1,329 ha		

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 変 更 理 由

現状の道路及び橋梁の位置に基づき、北海道決定による区域界の変更を行うにあたり、これにあわせ、特定用途制限地域の区域を変更しようとするものである。